

監査委員公表第10号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年11月6日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

1 監査の期間

平成29年10月3日から10月30日まで

2 監査等対象機関

消防本部消防総務課

消防本部予防課

消防本部消防署

総務部総務課

都市建設部道路課

都市建設部下水道課

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成29年度（平成29年4月1日から平成29年9月4日まで）の財務及び事務
執行状況

但し、都市建設部下水道課は平成29年度（平成29年4月1日から平成29年8月
31日まで）

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業
執行、補助金等、財産管理に主眼を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴
取した。

6 監査の結果

一部留意すべき事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

○留意事項及び軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。（消防本部消防総務
課・総務部総務課）

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。（消防本部予防課・消防本部消防
署・都市建設部道路課・都市建設部下水道課）